

リニア工事で井戸水が枯れれば、農業が成り立たない(町田) 850人が立退き・土地売却、市民財産の高校移転(相模原)

3月23日、ストップ・リニア!訴訟第9回口頭弁論と報告集会 (速報)

3月23日（金）午後2時30分から東京地裁で、ストップ・リニア！訴訟の第9回口頭弁論が開かれ、森和幸さん（東京都町田市在住）、桜井真理さん、浅賀きみ江さん（共に神奈川県相模原市在住）の原告三人が意見陳述しました。



地裁前では午後1時15分から集会が開かれ、当日リニア工事を巡る不正受注（談合）で独占禁止法違反で東京地検の捜査を受けていた大林組・清水建設・大成建設・鹿島のスーパーゼネコン4社と、既に逮捕されていた大成建設と鹿島の幹部2人が起訴されるという報道が紹介されました。

午後2時からの傍聴券抽選には146人の希望者が列を作り、初回から9回連続で抽選が行われ、傍聴席はこの日も満席となりました。

意見陳述で原告の3人はスライドを使いながら、地域の生活や市民の権利を奪うリニア工事の中止を訴えました。

シイタケ栽培は井戸水が命～森和幸さん

森さんは町田市上小山田町で野菜とシイタケ栽培を中心に農業をしています。自宅から50m奥の丘の下を大深度トンネルでリニアが通ることを知り、野菜の洗浄や、シイタケを浸けるための井戸水がトンネル工事によって枯れる可能性が高いと訴えました。

それというのも、近隣の土木工事で何度か地下水が枯れたことがあり、井戸を掘り直したという経験を

延べ、リニアのトンネル工事はその時とは比べ物にならない大規模なものであり、深さも井戸と近く水涸れを起す可能性は高いと指摘しました。森さんは、長い経験からシイタケ栽培には子育てと同じように丁寧な世話が必要であり、とくに水道水では良く育たない、四季を通じて摂氏17度に保たれ、またミネラル成分が豊富な井戸水に浸することで刺激を与え、それがシイタケの順調な成長につながると述べ、水道水が井戸水の代替にはならないと強調しました。もし井戸水が枯れたら再び井戸を掘るには多額の費用が掛かるし、掘ったとしても地下水脈にあたるという保証が無いので、それでは農家としての生活は成り立たなくなると訴えました。

850人の地権者が困惑～桜井真理さん

桜井さんは、橋本付近の新駅建設と浅深度トンネル工事で地権者850人が区分地上権設定により立ち退きや一部売却を迫られていることを明らかにし、JR東海が工事計画や補償について具体的かつ詳細な説明を行っていないことに住民が困惑したり怒っていると述べました。

相模原連絡会が実施したアンケート調査で地権者66人から回答があり、「ニュースにも自治会報が回覧されず何も分からない」、「工事中に福岡のような地盤陥没のおそれはないのか」、「建物への影響を記録する費用と修復が必要な時の費用を全額（JR東海に）負担してもらいたい」な切実な声が寄せられたことを紹介しました。しかし、JR東海が実施した区分地上権者への説明会でJR東海は、「地価の下落」については『予測がつかない』、また「騒音や地盤沈下などの不安」については『問題はありません』などと答えるばかりで、住民の要望や不安、疑問を置き去りにしていると桜井さんは述べました。

また、リニアのトンネルルート近くには井戸水を利用している豆腐製造会社や酒蔵、蕎麦屋さん、牧場などがあり、工事による地下水枯渇で生業が続けられないという不安の声があることを紹介しました。

そして、リニアの地上部（あかり区間）となる小倉高架橋の騒音被害について、周辺の民家は橋と同じか高い場所にあるにもかかわらず、JR東海は山梨実験線の橋梁の騒音測定値を元に算出しているが、人家も少なくそして低い位置にある実験線の測定データを当てはめているのは正確な環境影響評価にならないと述べ、JR東海は正確な検証結果示す説明責任を果たしていないとし、工事は許されないと訴えました。

（以下、写真は事務局赤荻雅巳）



記者会見する左から浅賀さん
桜井さん、森さん

相原高校は地域にとってかけがえのない存在 ～浅賀きみ江さん

浅賀さんは、1984年に都内から相模原市橋本に転居し4人の子どもを育て上げたと前置きし、「ベビーカーを押して子どもの手をつないで、市民に開放された相原高校の庭に通い、動物とのふれあいや豊かな自然環境の中で遊ばせていただいたことに今も深く感謝している」と述べました。

そして浅賀さんは、相原高校が1923年（大正12年）に神奈川県立農蚕学校として設立されたこと、当時の相原村の篤志家20数人が土地と資金を寄付し、農蚕後継者を養成するという高い志を持って設立されたという歴史を紹介しました。高校の敷地面積は10ヘクタールと広大で、地域の広域避難所になっており、東日本大震災では多くの帰宅困難者が避難したと続けました。日常的に子どもたちが牛や馬とふれあい、市民の吟行会も行なわれ、生徒たちが絞った牛乳や、育てた野菜や卵の販売も行われ、市民が間近で親しめる憩の場であることを強調し、教育より目先の便利さや利益を優先しないでと述べ、高校の移転は理不尽であり、裁判官に公正な審理を求めました。

リニア訴訟第4回シンポジウム

沿線住民の意見陳述の意義と今後の展望

3月23日の第9回口頭弁論のあと、午後4時半から衆議院第二議員会館で、第4回シンポジウム『沿線住民の意見陳述の意義と今後の展望』が開催され100人が参加しました。

東京・名古屋間の沿線原告による意見陳述が一巡したこと、弁護団の関島保雄共同代表、横山聰事務局長、和泉貴士事務局次長による訴訟の中間総括として企画したもので、進行は川村晃生原告団長が担当しました。

冒頭で関島さんは、リニアが「全国新幹線網の形成」とならず、全幹法の対象である新幹線にあたらず、認可手続きは鉄道事業法に基づいて厳格な手続きを行うべきであり、全幹法はその手続きを経ていないので違法であると述べ、これが第一の争点だと説明しました。また安全性と採算性の欠如についても大きな争点であり、さらにリニア関連施設（軌道、車両基地、変電所、駅、非常口など）の位置や設計図などが具体的でないのに環境アセスを短期間で行ったのは環境影響評価法違反であるなど、これまでの原告の主張について詳しく報告しました。

今後3回の口頭弁論は被告の国と参加人のJR東海が原告側の主張に対する反論を行うことになりましたが、これまでの被告側の準備書面では手続き論に終始しており、リニア計画の内容について詳細な反論をするかが注目されます。

横山さんは、「大深度地下トンネルについてまだ関心が薄いが、一旦掘ってしまったたら取り返しがつかない、そのことを訴えて行きたい。損害賠償裁判ではないので、是非サポーターを増やすよう努力してほしい」と述べました。また、和泉さんは「認可の元になった中央新幹線小委員会の20回の審議を再検証する必要がある」と述べ、「あいまいなものでも認可されてしまうことは許されない」として、審議経過を詳細に分析し今後の訴訟に活かす考えを明らかにしました。

今後のリニア訴訟日程(東京地裁)

6月25日(月)14:30～

9月14日(金) "

11月30日(金) "

地裁前集会

13:15～